

# 熊本市マンション管理 適正化推進計画

骨子(案)

令和3年7月 熊本市

# マンションの現状と背景

## ≪国の現状≫

平成30年度末におけるマンションストック総数は約655万戸であり、国民の10%以上が居住している。築40年以上のマンションは、約81万戸で、10年後には約198万戸、20年後には約367万戸と今後急増する見通し。高経年マンションでは建物、設備の老朽化や管理組合の担い手不足が生じている。

## ≪熊本市の現状≫

これまで行ってきた調査において、熊本市のマンションストック数は約36,000戸であり、本市全世帯の10%以上がマンションに居住しており、重要な居住形態の一つとなっている。

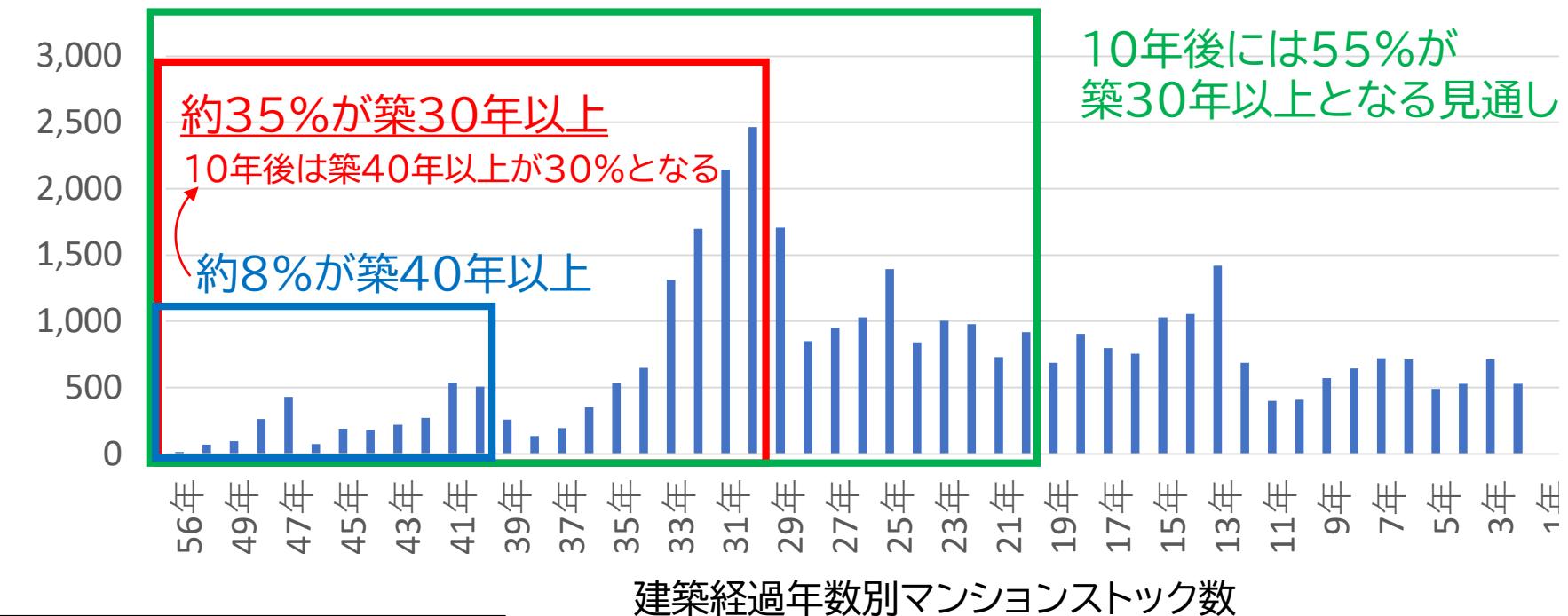
このうち、築40年以上のマンションストック数は全体の約8%、築30年以上が全体の約35%となっており、10年後には築40年以上が全体の約30%、築30年以上が全体の約55%を占めることが見込まれている。



## ≪管理不全になる要因≫

- ・区分所有者の高齢化
- ・管理組合理事の担い手不足
- ・コミュニティ形成不全
- ・建物、設備の老朽化
- ・積み立て金の不足

管理機能不全により更なる老朽化が進み、周辺へ危害の恐れ



## ≪マンション管理の特殊性≫

- ・管理運営等には区分所有者の合意形成が必要
- ・各区分所有者等の共同生活に対する意識の相違
- ・多様な価値観を持った区分所有者等間の意思決定の難しさ
- ・利用形態の混在による権利・利用関係の複雑さ
- ・建築構造上の技術的判断の難しさ

→ マンションならではの問題

## ≪計画作成の目的≫

そこで、「マンション管理適正化推進計画」で計画的な施策の検討や管理組合への指針を作成し

管理組合の「**自主自立**によるマンション**管理適正化**の実現を図る」

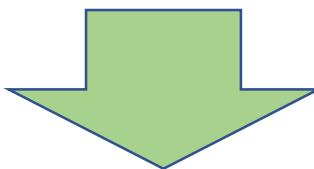
ことが本計画の目的である

～管理組合、行政、関係団体との連携で進める～

## 「管理組合の自主自立によるマンション管理適正化の実現」

«計画のねらい»

マンションの管理の主体は、区分所有者等で構成される管理組合であり、  
管理組合は、マンションの区分所有者等の意見が十分に反映されるよう  
長期的な見通しを持ち、適正な管理運営を行っていくことが重要



「管理組合の自主自立によるマンション管理適正化の実現」に向け

管理組合、行政、関係団体、それぞれが役割を認識し

効果的にマンションの管理の適正化及びその推進を図るため

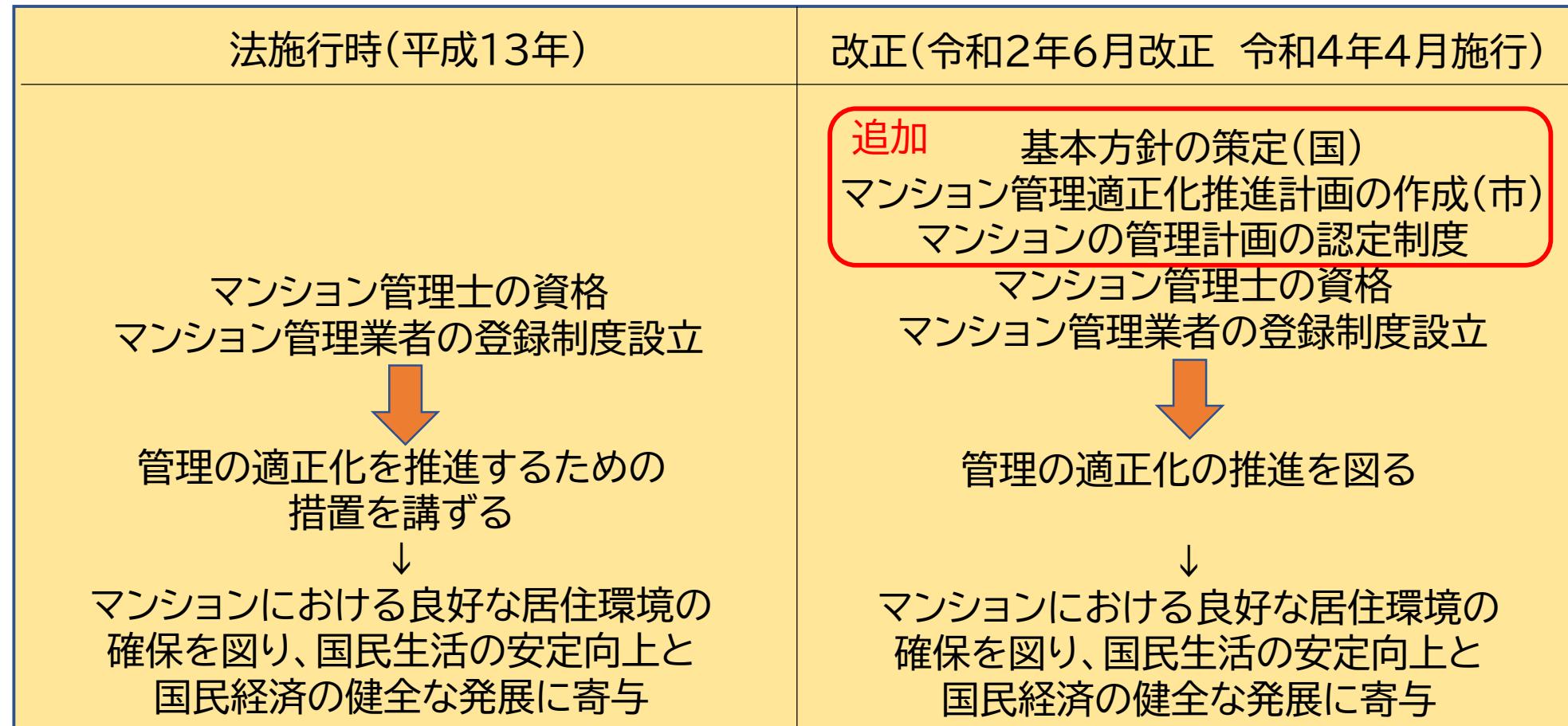
相互に連携して取組を進める必要がある

# 法の改正(マンションの管理の適正化の推進に関する法律)

## 《マンションの管理の適正化の推進に関する法律の目的》

### 第1条(目的)

この法律は、土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることに鑑み、基本方針の策定、マンション管理適正化推進計画の作成及びマンションの管理計画の認定並びにマンション管理士の資格及びマンション管理業者の登録について定めることにより、マンションの管理の適正化の推進を図るとともに、マンションにおける良好な居住環境の確保を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。



行政の役割の強化を通じた管理組合による適正管理の推進

## 《国による基本方針の策定》

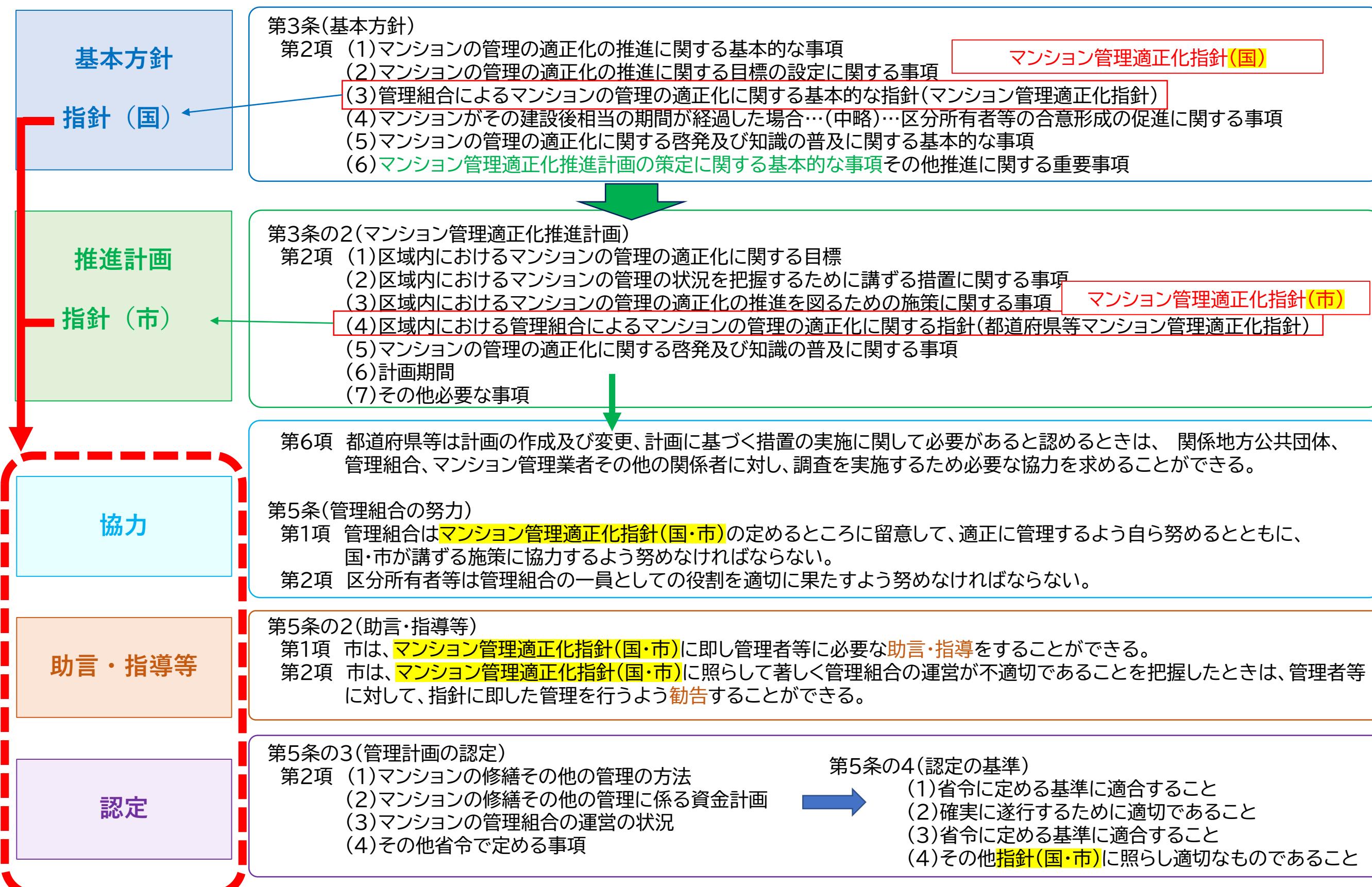
### マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針(基本方針)【大臣告示】

- 1).国・**地方公共団体**・管理組合・管理士の役割
- 2).管理適正化に関する目標の設定
- 3).管理組合によるマンション管理適正化指針
- 4).建替え等に向けた合意形成に関する事項
- 5).啓発、知識の普及に関する事項
- 6).マンション管理適正化推進計画
- 7).その他管理適正化の推進に関する事項

- 地方公共団体の位置付けの明確化、管理適正化に向けた主体的な関与  
地方公共団体は「法を根拠に能動的に管理適正化を図る」
- マンション管理適正化推進計画の作成
  - 管理組合への助言、指導及び勧告の実施
  - 管理計画の認定

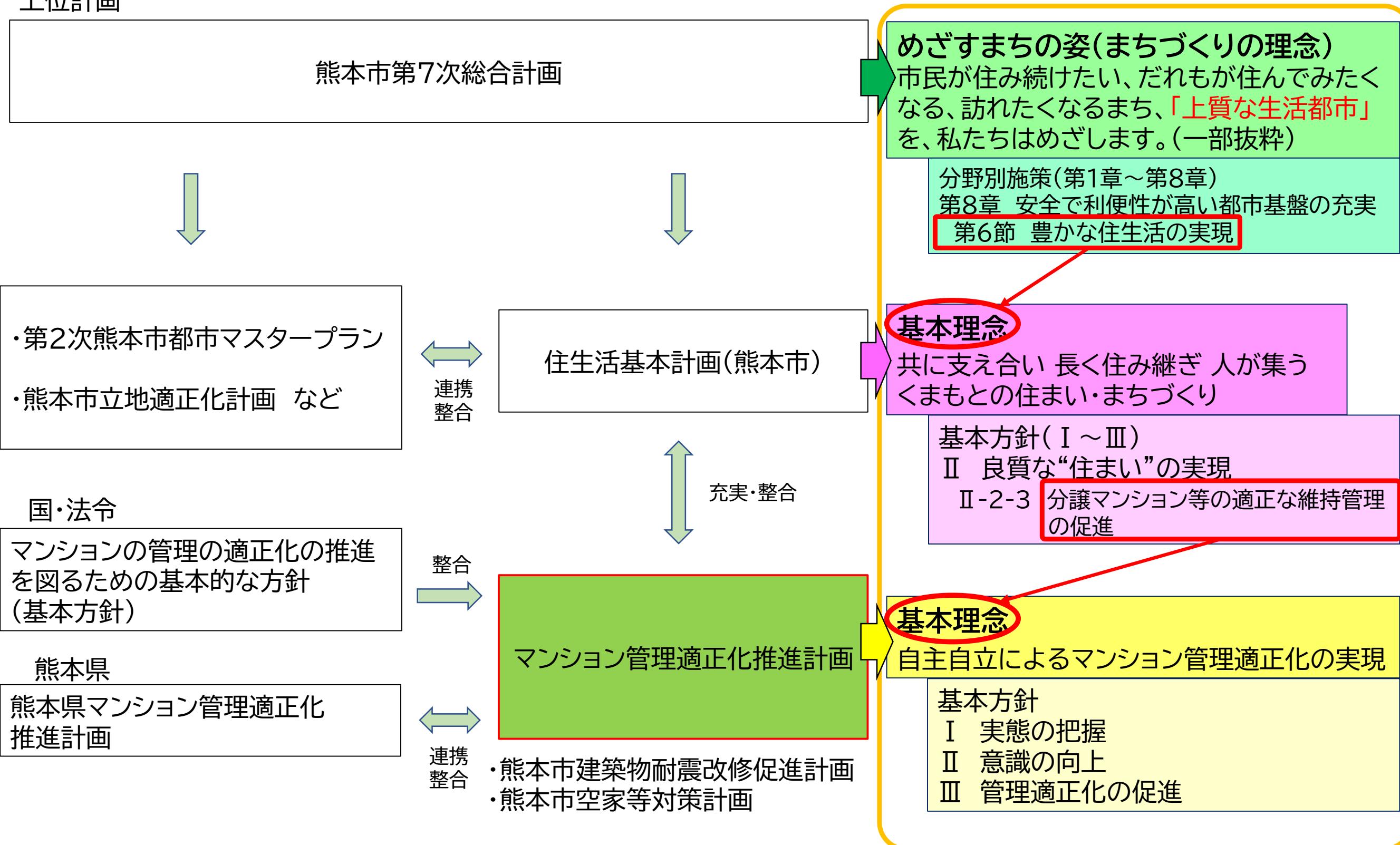
# 法律と計画の位置関係

## マンション管理適正化法

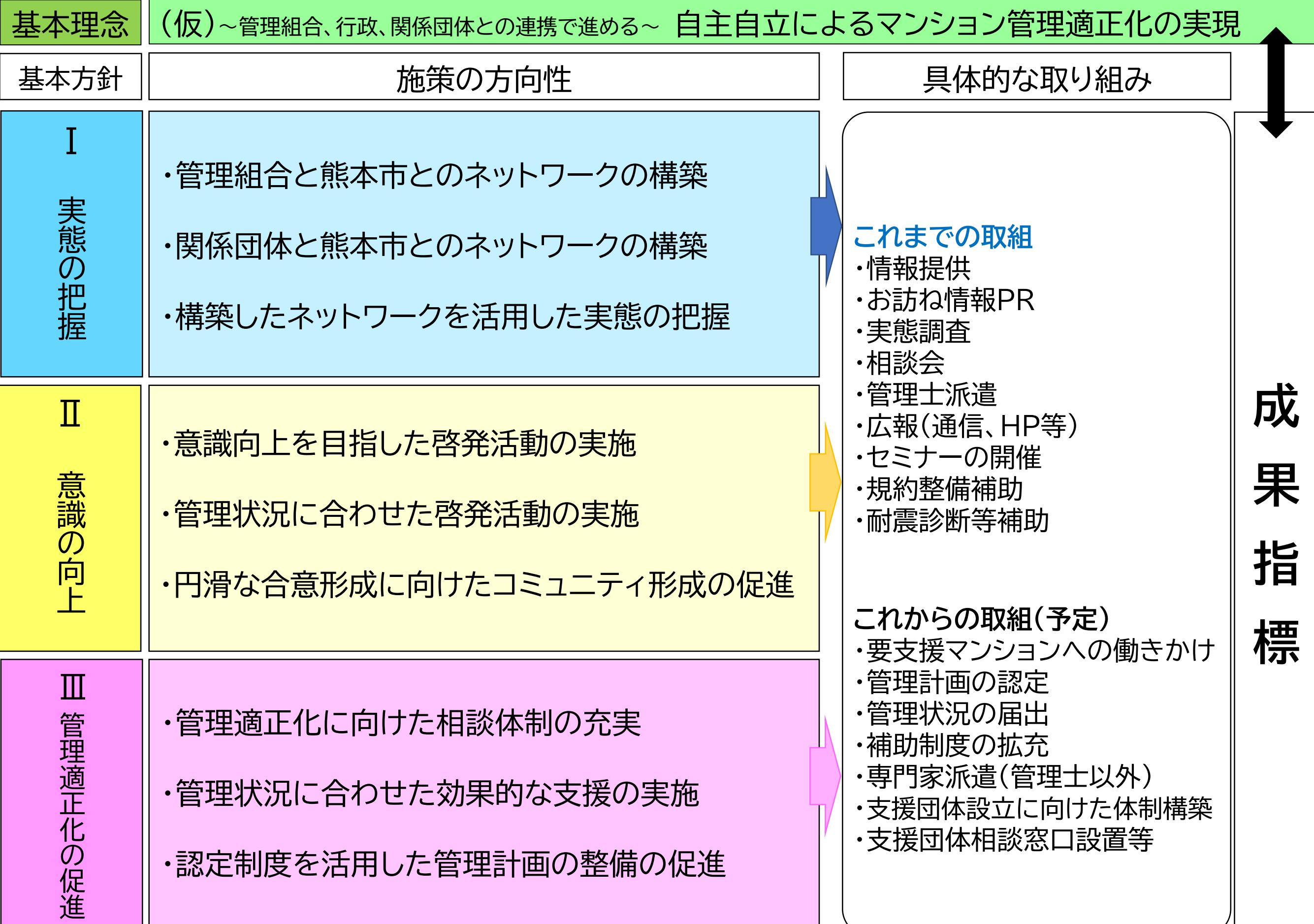


# 位置付け

## 上位計画



# 計画の体系



# 管理適正化に向けた各主体の役割

## 熊本市

熊本市マンション管理適正化推進計画に基づき、マンションの管理の適正化を図るための施策を推進する。

## 管理組合・区分所有者等

### ○管理組合

マンション管理適正化指針(国・市)の定めるところに留意し、適正に管理するよう自ら努めるとともに、国・市が講ずる施策に協力するよう努める。

### ○区分所有者等

管理組合の一員としての役割を適切に果たすよう努める。

## 専門家等

### ○マンション管理士

専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言その他の援助を適切に行うよう努める。

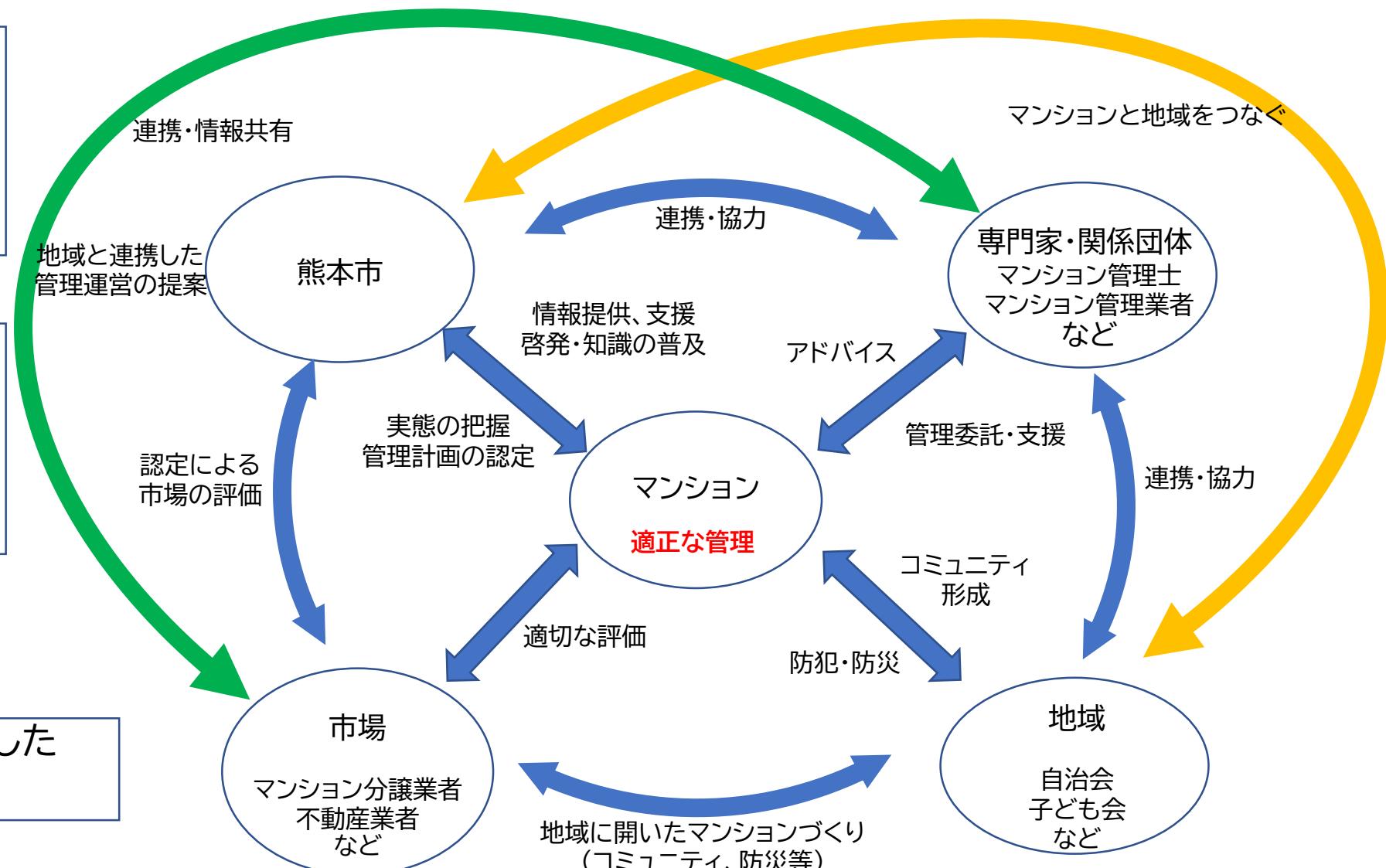
### ○マンション管理業者

管理組合の運営その他マンションの管理について受託業務を適切に行うとともに、受託業務を行うに際して、管理組合に対し、専門的見地から提案又は助言を行うよう努める。

## 市場

### ○分譲業者・不動産業者など

管理組合の設立及び円滑な運営に配慮したマンションの供給に努める。



## 関係団体

○一般社団法人熊本県マンション管理士会、NPO法人熊本県マンション管理組合連合会、一般社団法人大規模修繕協議会 ほか  
熊本市、他関係団体と連携・協力して、熊本市マンション管理適正化推進計画等に基づく施策の推進に努める。また、行政や関係団体と連携・協力、情報提供や技術的支援等に努められるような体制を構築するよう努める。

## スケジュール

